

川口市告示第101号

川口都市計画事業里土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第1項の規定により、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画（都市計画に定められた事項を除く）について意見のある利害関係者は、令和8年3月24日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

令和8年 2月16日

川口市長 岡村 ゆり子

記

- 1 縦覧期間 令和8年2月25日から令和8年3月10日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 川口市大字里331番地
里土地区画整理事務所内
(川口市ホームページ)